

# 地域再生の第23次提案募集の概要

## 1. 趣旨

地域再生法に基づく地域再生の推進に資する新たな税制・財政・金融上の支援措置等の提案の募集を行うものです。

## 2. 提案の主体

地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも提出いただけます。  
なお、提案の主体名は、非公表とすることもできます。

## 3. 募集期間

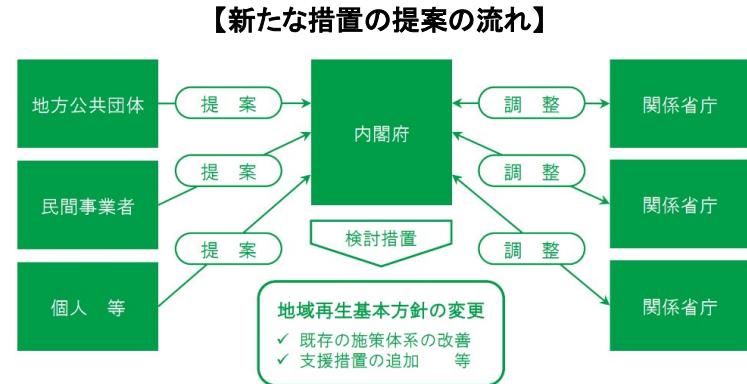
**令和8年2月2日(月)から4月17日(金)17:00まで**

※事前相談も可能です。期間:令和8年2月2日(月)から3月20日(金)まで

## 4. 募集する提案の概要

**地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を募集いたします。**

なお、地域再生制度とは、地方公共団体が作成した地域再生計画を内閣総理大臣が認定し、地方公共団体等が行う自主的・自立的な地域再生の取組に対して支援を行うことにより、制度改革や地域の活性化を推進するものです。



### «提案の例»

- 事業の実施に当たり、関連する複数の支援措置を組み合わせて活用する場合に、適用要件を緩和し、又は事務手続を簡素化する提案
- 既存の補助事業を統合するなどにより、地域の自主性・裁量性を高め、弾力的な予算執行を可能とする提案
- 地域再生計画と連動する施策(地域再生計画に当該施策を活用する事業を記載し、認定を受けることにより、利用が可能になる施策又は施策を所管する府省庁において配慮がなされる施策をいいます。該当する施策の一覧は、内閣府地方創生推進事務局のホームページを御参照ください。)の拡充・改善に関する提案

### 【留意事項】

個々の予算措置の拡充(特定の国庫補助金に係る採択基準の緩和や対象の拡大等)のみを求める提案、特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案は、本提案募集の対象とはなりません。また、改善を必要とするテーマが明確になるように記載し、対象となる支援措置の名称について明記してください。

- 提案の方法など詳しくは内閣府地方創生推進事務局ホームページに記載の募集要項をご覧ください。  
(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/index.html>)